

各欄の記入要領

①住所欄

給与の支払いを受ける方の、令和7年1月1日現在の住民登録地を、受給者本人に確認のうえ、詳細に記入します。

②受給者番号記載欄

事業所内で受給者番号がある場合は記入します。

③氏名欄・個人番号記載欄

個人番号(マイナンバー)と氏名を記入します。受給者本人の確認に必要な事項となります。
氏名と「フリガナ」は必ず記入してください。姓と名の間は1文字程の間隔を開けてください。

④支払金額欄等

支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額の欄は国税庁発行の「令和6年分年末調整のしかた」を参照のうえ記入してください。

⑤扶養親族等の欄について(下表)

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16才未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数	
			特 定	老 人	そ の 他		特 別	そ の 他		
有	従有	千円	人	従人	内人	従人	人	内人	人	人

同一生計配偶者・・・受給者と生計を一にする、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者
控除対象配偶者・・・同一生計配偶者のうち、受給者の合計所得金額が1000万円以下の者

・(源泉)控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者がいる場合は「有」欄に○を、いない場合は何も記入しないでください。
控除対象配偶者が70歳以上の方は「老人」欄に○を記入してください。

・配偶者(特別)控除の額

配偶者控除または配偶者特別控除を受ける場合は、受給者および配偶者の合計所得金額によって定められた次頁の表の控除額を記入します。

配偶者の合計所得金額		給与所得者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控 除 配 偶 者	48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円
配 偶	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円

105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

・控除対象扶養親族の数

(特定)特定扶養親族の人数

(老人)老人扶養親族の人数を「人」欄に、それらのうち同居している父母・祖父母等の人数(配偶者の父母・祖父母を含む)を「内」欄に記入

(その他)一般扶養親族の人数

・16 歳未満扶養親族(年少扶養)・・・16 歳未満扶養親族(年少扶養)の人数

・障害者の人数

(特別)扶養親族(同一生計配偶者・年少扶養親族を含む)のうち、特別障害者の人数を「人」欄へ、特別障害者で同居している方の人数を「内」欄へ記入

(その他)扶養親族(同一生計配偶者・年少扶養親族を含む)のうち、普通障害者の人数

・非居住者である親族の数

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満扶養親族の対象となる扶養親族のうち所得税法上の非居住者に該当する方がいる場合、その人数を記入します。

⑥社会保険料の金額欄

社会保険料等の金額及び小規模共済等掛金の合計額を記入します(小規模共済等掛金の額は上段へ内書き)。

⑦生命保険料の控除額欄・地震保険料の控除額欄

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額を記入します。

⑧住宅借入金等特別控除の額欄

年末調整の際に算出した住宅借入金特別控除の額を記入。算出した所得税額を上回る控除可能額のある方についても、この欄に記入していただけるのは、算出した所得税額が上限になります。

⑨摘要欄

・令和7年度は、給与支払報告書の「(摘要)」欄に定額減税についての記載が必要となります

年末調整時に所得税額から控除した定額減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載してください。また、控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」(控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載してください。

合計所得が 1,000 万円超である従業員の同一生計配偶者(非控除対象配偶者)分を定額減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

※「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにご注意ください。

※年末調整を行っていない給与支払報告書については、上記内容を記載する必要はありません。

・普通徴収になる方がいる場合、普通徴収に該当する理由の符号(普A～普F)を必ず記入したうえで普通徴収切替理由書も一緒にご提出ください。当市の指定総括表をご使用になる場合、普通徴収切替理由書の代わりに指定総括表の『普通徴収切替理由欄』に人数の記載をお願いいたします。

・退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合、その者の氏名・続柄・生年月日・住所・障害者又は特別障害者である場合にはその旨・国外に居住する非居住者である場合にはその旨(扶養親族である場合には該当するいずれかの区分番号を含む)・その者の合計所得金額(退職所得を除く)の見積額・納税者(従業員)が寡婦またはひとり親である場合にはその旨を記載してください。また、氏名の前に(退)と記載してください。併せて「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄にマイナンバーを記入してください。

例:(退)日野太郎・子・H12.1.1・日野市新明 1-12-1・特障・非居住(01)・380,000 円・ひとり親

- ・年末調整をした方で、ほかの支払者の給与等を合算している場合は、必ずその支払者名、所在地、給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記入します。
- ・受給者が事業専従者の場合は、「専従者」と記入します。
- ・租税条約に基づいて課税の免除を受ける受給者については「〇〇条約〇〇条該当」と朱書します。
- ・所得金額調整控除(⑮に詳細あり)の適用がある場合は、該当する条件に応じて摘要欄に記入して下さい。

⑩⑪生命保険の金額・住宅借入金特別控除の額の内訳欄

・新生命保険料の金額・旧生命保険料の金額

令和6年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後の契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前の契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記入します。

・介護医療保険料の金額

令和6年中に支払った介護医療保険料の金額を記入します。

・新個人年金保険料の金額・旧個人年金保険料の金額

令和6年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後の契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前の契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記入します。

・旧長期損害保険料の金額

地震保険料の控除額のうち平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る控除額が含まれている場合には、令和6年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記入します。

・住宅借入金等特別控除

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額を記入します。
※住宅借入金等特別控除区分が細分化されたため、詳細については、国税庁HPに掲載されている「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を参照してください。

⑫(源泉・特別)控除対象配偶者記載欄

配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けた受給者について、配偶者の氏名、個人番号(マイナンバー)及び令和6年中の合計所得金額を記入します。ここでの合計所得金額とは、従たる給与等を含めた本年中の全ての所得を含めたものを示します。

対象者が所得税法上における非居住者に該当する場合は区分欄に「○」を記入します。

⑬控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族記載欄

それぞれに控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名、個人番号(マイナンバー)を記入します。対象者が所得税法上における非居住者に該当する場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄※1
非居住者(30歳未満または70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

※1 源泉徴収票をe-Taxで税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなったものをいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

⑭基礎控除→年末調整した受給者のみ記載して下さい

合計所得金額 2,400 万円超から、合計所得金額に応じて控除額が変わります。ここでの合計所得金額とは、従たる給与等を含めた本年中の全ての所得を含めたものを示します。合計所得金額を計算する際は、所得金額調整控除の両方(⑮の(1)と(2)の両方)を考慮してください。

基礎控除の額は以下の通りになります。ただし、基礎控除の額が 48 万円の場合は記入する必要はありません。

合計所得金額	基礎控除の額	記載方法
2,400 万円以下	48 万円	記載不要
2,400 万円超、2,450 万円以下	32 万円	320,000
2,450 万円超、2,500 万円以下	16 万円	160,000
2,500 万円超	なし	0

⑮所得金額調整控除額→年末調整した受給者のみ記載して下さい

給与支払報告書内の所得金額調整控除額は、下記(1)の控除額のみを記入してください。ただし、基礎控除や配偶者控除等の合計所得金額の見積額を計算する際は下記(1)と(2)の両方を考慮して計算してください。

(1)給与の収入が 850 万円を超えていて以下の表に該当する場合は、所得金額調整控除の額を記入して下さい。また、該当する要件に応じて、摘要欄には次のように記入して下さい。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要(「本人が障害者」の「特別」欄に○は付ける)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が

- ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
- ・「控除対象扶養親族」欄
- ・「16 歳未満の扶養親族」欄

に記載されている場合は、記載を省略出来ます。

◆ 所得金額調整控除 = (給与の収入金額 - 850 万円) × 10 パーセント

※給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する収入金額は 1,000 万円

(2)給与所得と年金所得の双方を有し、その合計額が 10 万円を超える場合は片方に係る控除のみが減額になります。

◆ 所得金額調整控除 = {給与所得(10 万円超の場合は10万円) + 年金所得(10 万円超の場合は10万円)} - 10 万円

⑯本人が該当する事項

「未成年者」から「勤労学生」までの各欄は、その受給者について該当する欄に○を記入します。

※民法改正により、成年者の年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたため、受給者の未成年者欄記載にはご注意ください。

◆ 寡婦・ひとり親について→年末調整した受給者のみ記載して下さい

寡婦:(1)夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち次の要件を満たすもの

(あ):扶養親族を有すること

(い):合計所得金額が 500 万円以下であること

(う):事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

(2)夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、次の要件を満たすもの

- (あ):合計所得金額が500万円以下であること
(い):事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
※ただし、ひとり親に該当する人を除きます。

ひとり親:現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たすもの

- (あ):生計を一にする子を有すること
(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされておらず、総所得金額等が48万円以下)
(い):合計所得金額が500万円以下であること
(う):事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑰中途就・退職欄

年の中途での就職・退職(死亡退職を含む)をした場合は「中途就・退職」欄該当に○をつけその年月日を記入します。

⑱生年月日欄

受給者本人の確認に必要な事項です。必ず記入してください。元号欄には和暦を記入します。

⑲支払者欄

給与等の支払者の住所(居所)または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号、電話番号を記入します。
個人番号を記入する場合は左端を空白にし、右詰めで記入します。

注意事項

・給与支払報告書(個人別明細書)は、令和7年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを、総括表(各自治体から送付する指定総括表がある場合はそちらを利用してください)を付けて、令和7年1月31日までに市区町村(原則として受給者の令和7年1月1日現在の住民登録地の市区町村)に提出してください。

なお、年の中途で退職した受給者についても令和7年1月31日までに、退職時の住民登録地の市区町村に提出してください。

・個人別明細書は当該年度の様式のものを使用してください。

・印字する場合は枠からずれないように注意してください。

・印字がずれている場合、所得や控除等の金額が異なり、税額等に影響が生じる可能性があります。

・市・都民税の徴収方法は原則として「特別徴収」となります。

・普通徴収該当者がいる場合は、普通徴収に該当する符号を摘要欄に記載いただき、普通徴収切替理由書を必ず添付してください。(例:普 A、普 B 等)なお、日野市から送付する指定総括表を使用する場合、普通徴収切替理由書を添付する代わりに、普通徴収切替理由欄へ区分ごとに人数を記載してください。

・ゴム印等を使用して記載する際は、他の記載事項に重ならないようにしてください。

・提出後に、訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、摘要欄等に赤字で「訂正分」と記載し、訂正内容を明記のうえ、再提出してください。